

包括外部監査契約締結について

包括外部監査について、次のように契約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和8年4月1日
- 3 契約の金額 12,721,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、基本費用の2分の1に相当する金額の範囲内で前金払をすることができる。
- 5 契約の相手方 熊本市中央区平成1丁目3番25号サンフレアC棟207号
中村 裕彦
資格 公認会計士

(提出理由)

包括外部監査契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。